

平成 25 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーダット
代表者名 代表取締役社長 河内 一往
(J A S D A Q ・ コード 3841)
問合せ先
経営企画部長代行 太田 裕彦
電話 03-5847-0312

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 21 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨にかんがみ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社株式の売買単위를 100 株といたします。

これに伴い、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法について

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日（但し、同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日））として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数	19,500 株
今回の分割により増加する株式数	1,930,500 株
株式の分割後の当社発行済株式総数	1,950,000 株
株式の分割後の発行可能株式総数	7,800,000 株

(3) 分割の日程

基準日の公告日	平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）
基準日	平成 25 年 3 月 31 日（日曜日） ※実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）
効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

3. 単元株制度の採用について

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日)

(参考) 平成 25 年 3 月 27 日 (水曜日) をもって、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日) をもって当社定款の一部を変更いたします。

① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条 2 を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び単元株式数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>78,000 株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,800,000 株</u> とする。
(新 設)	<u>2 当社の単元株式数は 100 株とする。</u>
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 6 条の変更の効力発生日は平成 25 年 4 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

5. その他

(1) 今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。

(2) 今回の株式の分割は、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 25 年 3 月 31 日とする平成 25 年 3 月期の期末配当つきまはしては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上